

春日井市国民健康保険 運営協議会資料

平成28年7月27日 開催

目 次

春日井市国民健康保険事業の状況について

1	被保険者等の状況	1
2	医療費の状況	3
3	保険税の収納状況	5
4	平成27年度決算見込	6
5	平成28年度保険税率等の状況	7
6	平成28年度課税状況	8
7	特定健診等の実施状況	10
8	国民健康保険税条例の保険税減額の規程の改正について...	12

春日井市国民健康保険事業の状況について

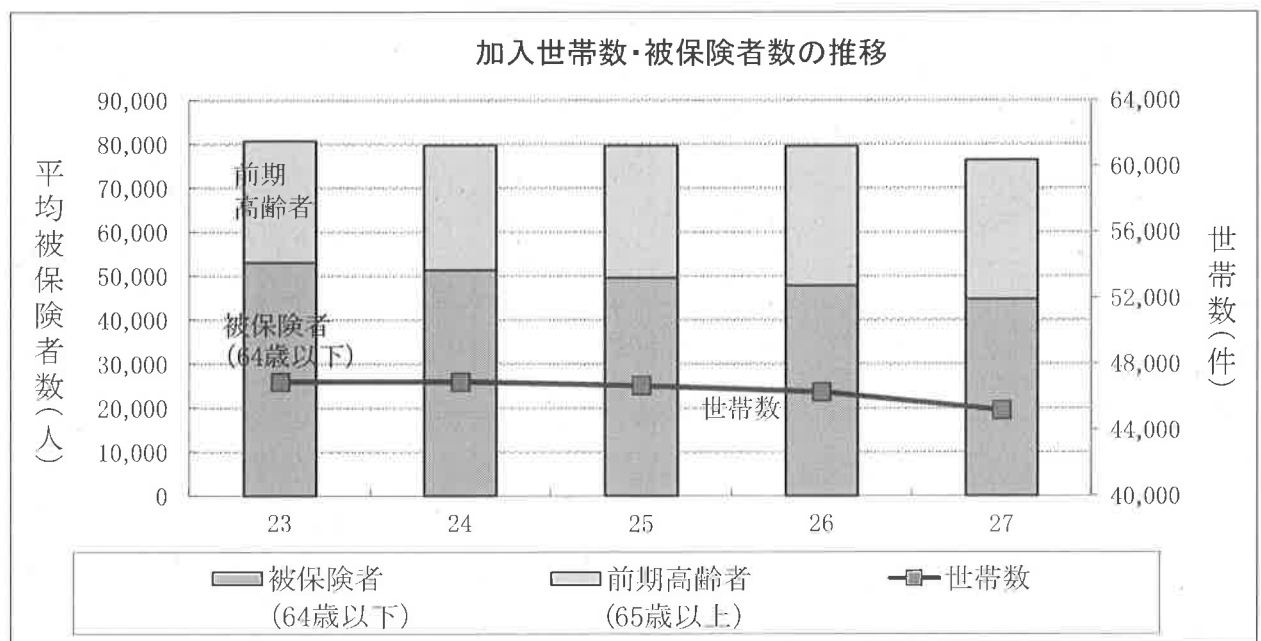
本市の国民健康保険事業は、誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険体制を下支えする制度として事業運営に努めてきたが、医療技術の高度化や高齢化の進行に伴い医療費が増加するとともに、国保税の負担能力が弱い方々の加入割合が高いなどの構造的な課題により、厳しい財政状況が毎年続いている。こうしたことから、平成25年4月に保険税率の改定を実施したところである。

1 被保険者等の状況

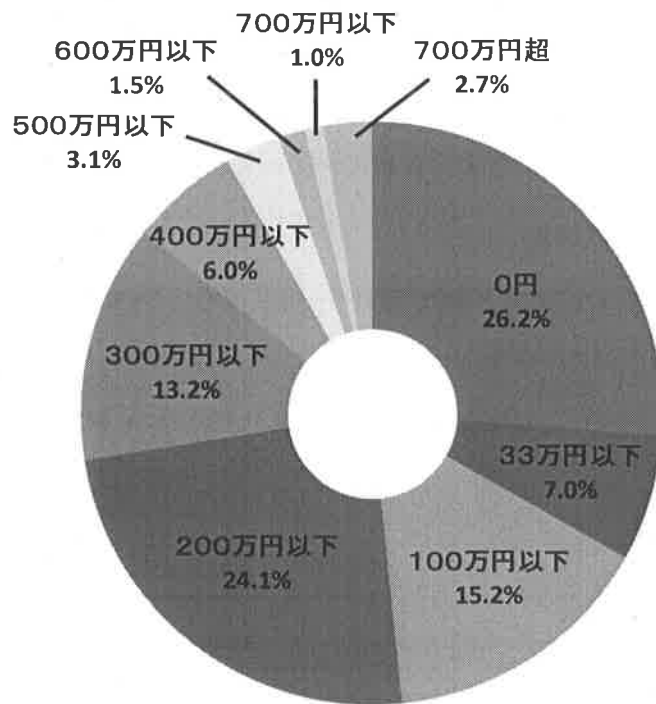
被保険者数全体数は年々減少する一方で、全体に占める65歳から74歳までの前期高齢者の割合は増加している。なお、退職者医療制度は、26年度末で新規加入が廃止されたため、今後、退職被保険者は減少していく。

また、加入世帯のうち、所得200万円以下の世帯が全体の約7割を占めている。

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年4月末
平均世帯数(件)	46,905	46,919	46,679	46,290	45,195	44,673
平均被保険者総数(人)	80,639	79,751	79,660	79,546	76,375	74,616
一般被保険者	76,885	76,686	76,291	77,056	74,526	73,176
うち前期高齢者	27,655	28,476	30,148	31,764	31,713	31,789
退職被保険者	3,754	3,065	3,369	2,490	1,849	1,440



平成27年度加入世帯の所得階層別グラフ



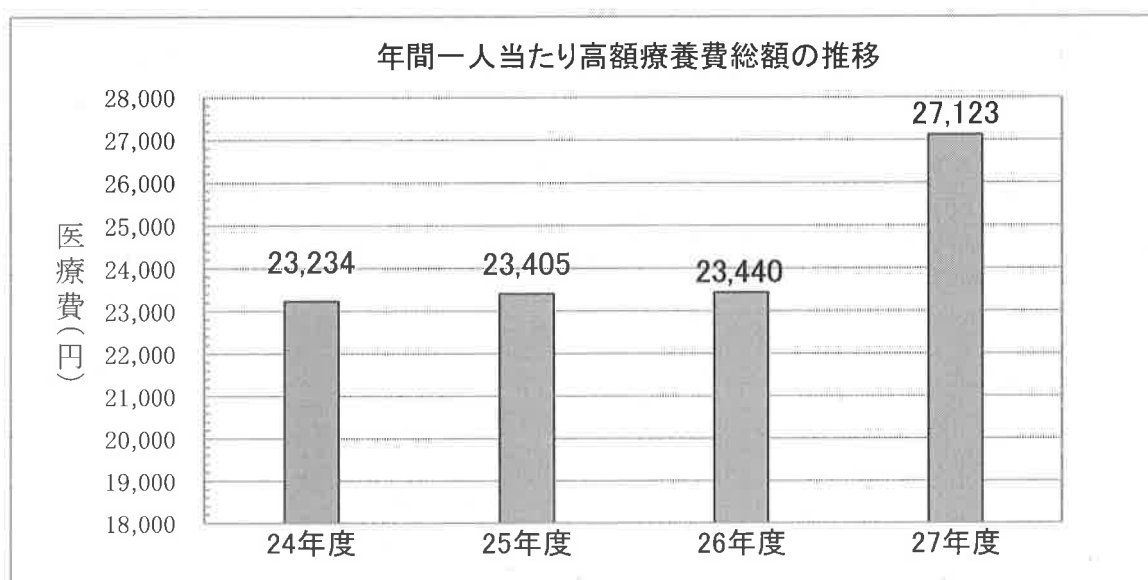
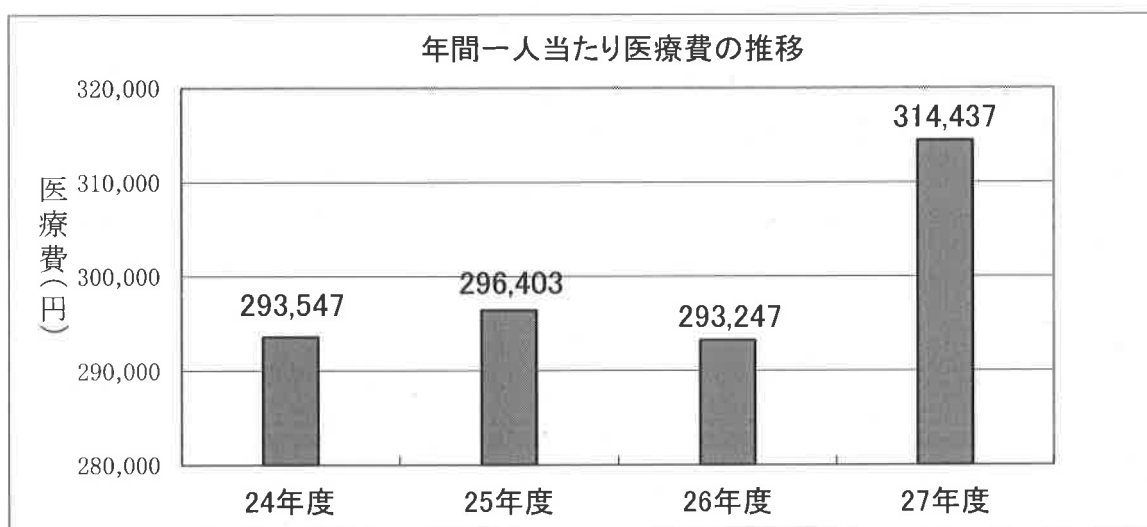
所得 0円の世帯 全世帯の 26.2% (11,839世帯)
 所得 200万円以下の世帯 全世帯の 72.5% (32,750世帯)

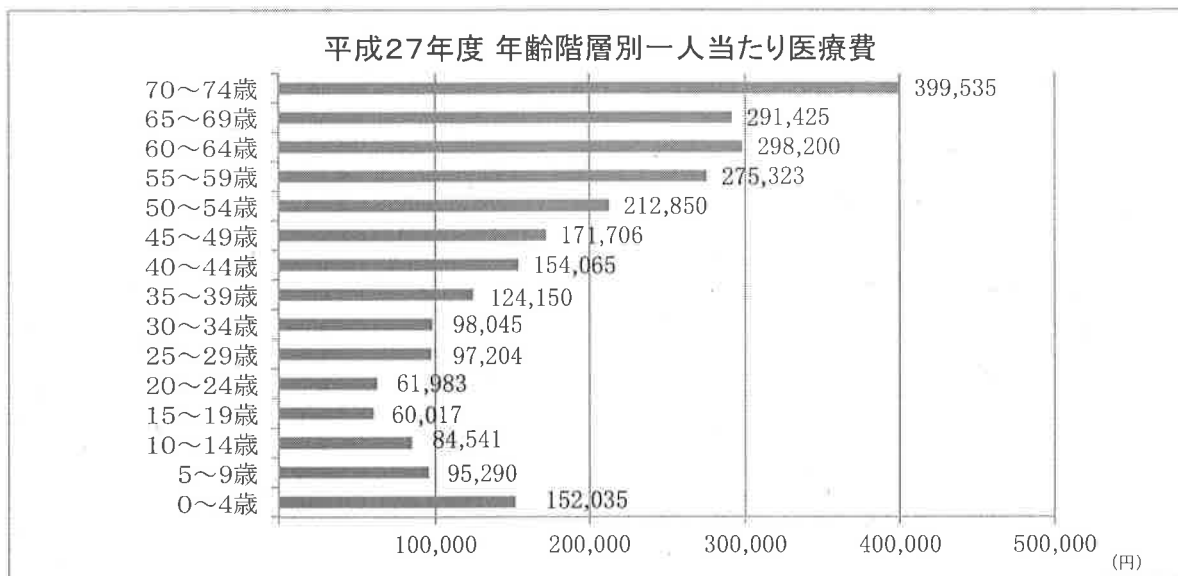
2 医療費の状況

総医療費及び年間1人当たり医療費は、医療技術の高度化や被保険者全体に占める高齢者の割合の増加とともに毎年増える傾向にある。ただし、平成26年度が前年に比べ減少したため、平成27年度は前年比3.0%と大幅に増加した。

区 分	24年度		25年度		26年度		27年度	
	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)
総医療費(百万円)	23,411	1.9	23,611	0.9	23,327	▲ 1.2	24,015	3.0
高額療養費総額(百万円)	1,853	6.4	1,864	0.6	1,865	0.0	2,072	11.1
年間1人当たり医療費(円)	293,547	3.0	296,403	1.0	293,247	▲ 1.1	314,437	7.2
年間1人当たり高額療養費(円)	23,234	7.6	23,405	0.7	23,440	0.1	27,123	15.7

※一人当たり医療費は、年度平均被保険者数を基に算出。





* 調剤、食事療養、訪問看護を除く。

年間一人当たり医療費は、50歳代で20万円を超え、60歳代では30万円弱、70～74歳では40万円弱となっており、70歳以降の医療費は突出して高くなっている。

一人当たり医療費の最も低い階層「15～19歳」に比べて、最も高い階層「70～74歳」は、その約6.7倍となっており、一人当たり医療費は、年齢が高くなるにつれて増加している。

3 保険税の収納状況

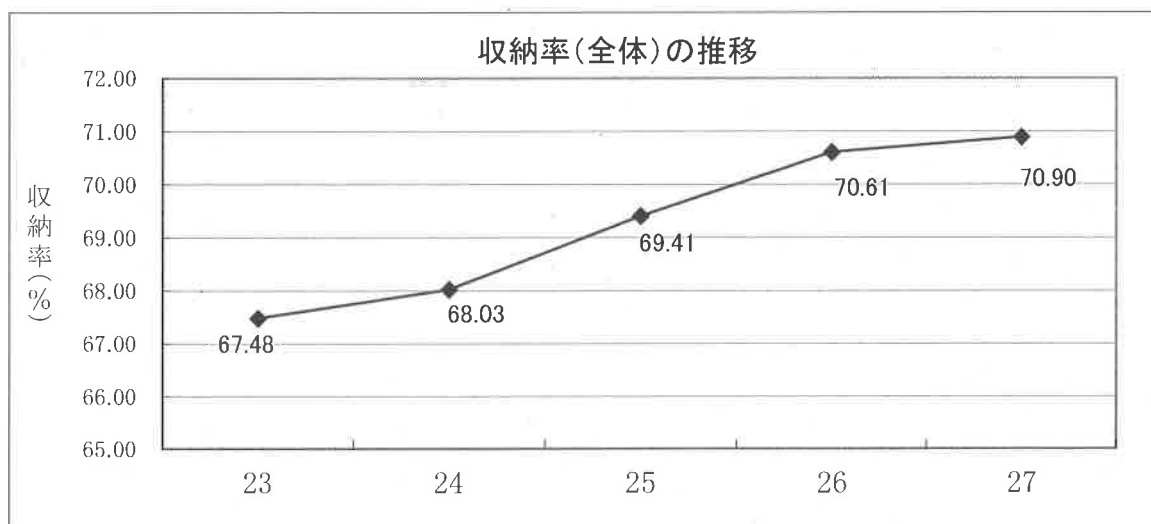
平成27年度の現年課税分については、被保険者の減少や法定軽減の対象拡大などにより、調定額は4.9%の減少、収入額は4.4%の減少となっている。収納率は前年度に比べて0.47ポイント上昇している。

平成27年度の滞納繰越分については、税務署OB職員の配置による滞納処分体制の強化や国保推進員による納税勧奨による効果もあり、収納率は前年度に比べて2.62ポイント上昇しており、前年度に比べ大きく向上している。

今後も、国民健康保険推進員の収納促進活動や短期証交付に伴う納税相談、また、財産調査による差押えの実施など、効率的で持続可能な収納活動に努めていくものである。

(単位:千円、%)

区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
現年課税分	調定額	8,055,735	7,985,813	8,458,181	8,301,957	7,893,560
	収納額	7,310,817	7,281,366	7,750,171	7,604,926	7,267,774
	収納率	90.75	91.18	91.63	91.60	92.07
	不納欠損額	166	2,205	4,504	48	949
滞納繰越分	調定額	3,134,174	3,095,013	3,176,378	2,921,909	2,916,141
	収納額	240,651	256,781	325,640	320,070	395,844
	収納率	7.68	8.30	10.25	10.95	13.57
	不納欠損額	480,904	334,920	586,443	347,168	310,025
全収納率		67.48	68.03	69.41	70.61	70.90



4 平成27年度決算見込

(1) 歳入

(単位:千円)

科 目	26年度決算	27年度決算見込	増減額	前年比	
1 国民健康保険税	7,924,996	7,663,619	▲ 261,377	▲ 3.3 %	
2 国庫支出金	4,817,347	5,312,252	494,905	10.3 %	
3 療養給付費等交付金	1,146,266	864,310	▲ 281,956	▲ 24.6 %	
4 前期高齢者交付金	9,109,630	9,090,057	▲ 19,573	▲ 0.2 %	
5 県支出金	1,348,465	1,463,483	115,018	8.5 %	
6 共同事業交付金	2,449,831	7,092,983	4,643,152	189.5 %	
7 繰 入 金	保険基盤安定繰入金	959,804	986,080	26,276	2.7 %
	基盤安定保険者支援分	211,231	548,132	336,901	159.5 %
	財政安定化支援事業	106,189	75,841	▲ 30,348	▲ 28.6 %
	事務費等繰入金	48,906	36,786	▲ 12,120	▲ 24.8 %
	出産育児一時金	103,471	89,053	▲ 14,418	▲ 13.9 %
	その他繰入金	1,087,335	1,086,830	▲ 505	▲ 0.0 %
小 計	2,516,936	2,822,722	305,786	12.1 %	
8 諸 収 入	50,439	50,736	297	0.6 %	
9 繰越金	0	102,437	102,437	%	
合 計	29,363,910	34,462,599	5,098,689	17.4 %	

(2) 歳出

(単位:千円)

科 目	26年度決算	27年度決算見込	増減額	前年比	
1 総 務 費	78,264	71,229	▲ 7,035	▲ 9.0 %	
2 保 険 給 付 費	療養給付費等	17,384,956	17,895,419	510,463	2.9 %
	高額療養費	1,866,553	2,074,809	208,256	11.2 %
	出産育児一時金	155,207	133,579	▲ 21,628	▲ 13.9 %
	葬 祭 費	22,000	20,050	▲ 1,950	▲ 8.9 %
	小 計	19,428,716	20,123,857	695,141	3.6 %
3 後期高齢者医療支援金	4,110,466	4,222,850	112,384	2.7 %	
4 前期高齢者納付金	3,216	2,948	▲ 268	▲ 8.3 %	
5 老人保健拠出金	141	141	0	0.0 %	
6 介護納付金	1,718,769	1,599,730	▲ 119,039	▲ 6.9 %	
7 共同事業拠出金	2,711,844	7,180,331	4,468,487	164.8 %	
8 保健事業費	265,158	263,500	▲ 1,658	▲ 0.6 %	
9 諸支出金	291,472	279,587	▲ 11,885	▲ 4.1 %	
10 前年度繰上充用金	653,428	0	▲ 653,428	▲ 100.0 %	
合 計	29,261,473	33,744,173	4,482,700	15.3 %	

実質収支額	102,437	718,426	615,989
-------	---------	---------	---------

5 平成28年度保険税率等の状況

平成28年度の保険税率については、財政基盤を強化する観点から平成24年12月に運営協議会より答申をいただき、平成25年度以降、次のとおりとしている。

また、課税限度額については、平成27年10月に答申をいただき、平成28年度から次の額としている。

	区 分	税 率 等	改 定 時 期
医療保険分	所得割（課税対象額に対して）	5.1%	平成25年度
	資産割 （固定資産税のうち、土地・家屋分に対して）	20.0%	
	均等割（被保険者1人あたり）	24,500円	
	平等割（1世帯あたり）	25,100円	
	課税限度額（法定 540,000円）	520,000円	平成28年度
後期高齢者 支 援 分	所得割（課税対象額に対して）	1.8%	平成25年度
	資産割 （固定資産税のうち、土地・家屋分に対して）	5.0%	平成20年度
	均等割（被保険者1人あたり）	9,900円	平成25年度
	平等割（1世帯あたり）	9,000円	平成20年度
	課税限度額（法定 190,000円）	170,000円	平成28年度
介護保険 2号分	所得割（課税対象額に対して）	1.1%	平成25年度
	資産割 （固定資産税のうち、土地・家屋分に対して）	5.0%	平成12年度
	均等割（被保険者1人あたり）	9,700円	平成25年度
	平等割（1世帯あたり）	7,000円	
	課税限度額（法定 160,000円）	160,000円	平成28年度

6 平成28年度課税状況

各年度の調定額は、税率や減額対象基準等の改正の影響を受け、推移している。

平成26年度は、低所得世帯に対する減額判定の対象所得基準が拡大されたことが大きく影響し、約2億円の減少となった。また、平成27年度は課税限度額の改正による増加はあったものの、所得割や平等割が減少したことなどにより、約4億円の減少となった。

平成28年度は、課税限度額の改正による増加はあったものの、被保険者数の減少や、減額対象基準の拡大の影響などにより、約3.4億円減少している。

※平成28年4月の減額対象基準の拡大内容

	平成27年度	平成28年度
5割減額	33万円 + 26万円 × 被保険者数 以下	33万円 + 26.5万円 × 被保険者数 以下
2割減額	33万円 + 47万円 × 被保険者数 以下	33万円 + 48万円 × 被保険者数 以下

(1) 課税状況

(単位:千円)

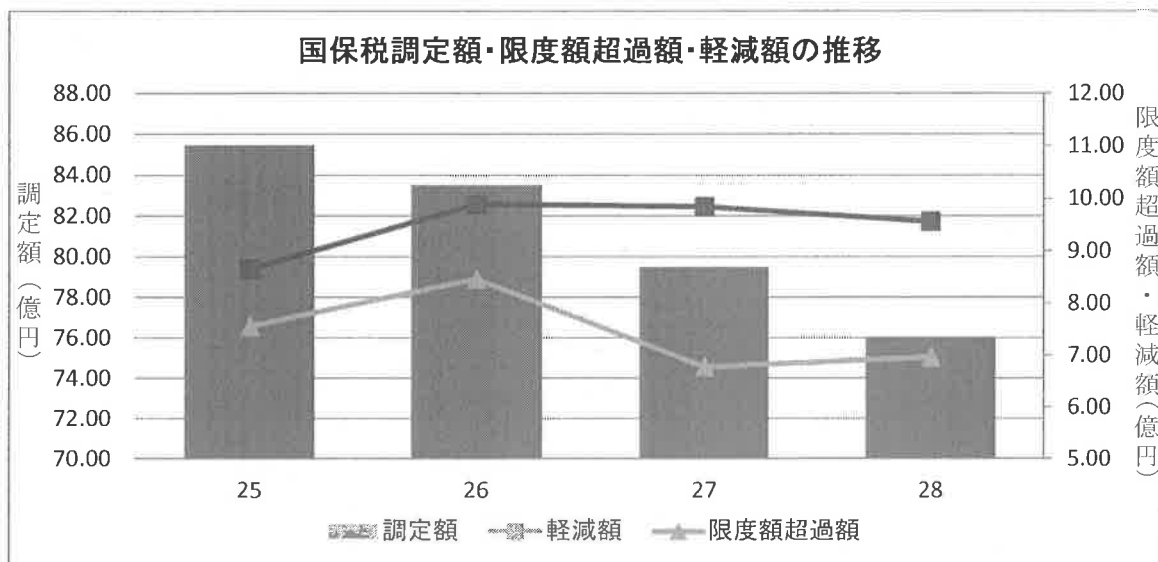
項目	25年度	26年度	27年度	28年度		
応能割	所得割額	4,612,265	4,713,679	4,574,520	4,459,740	5,244,973
	資産割額	806,771	808,660	808,477	785,233	
応益割	均等割額	3,063,927	2,990,851	2,991,882	2,844,990	4,454,495
	平等割額	1,737,837	1,722,462	1,660,937	1,609,505	
合計額	10,220,800	10,235,652	10,035,816	9,699,468		
限度額超過額	756,123	845,536	677,179	695,767		
7割減額	633,960	622,241	607,557	588,563	956,114	
5割減額	114,313	248,766	269,283	263,984		
2割減額	117,125	118,067	107,294	103,567		
その他の減額	52,592	49,981	426,768	444,411		
調定額(4月1日現在)	8,546,687	8,351,061	7,947,735	7,603,176		

平成25・26年度:「所得割」欄から「平等割」欄は、月割減額・失業者軽減を反映した数値。

「その他減額」欄は、特定世帯に対する減額の数値。

平成27・28年度:「所得割」欄から「平等割」欄は、特定世帯に対する減額を反映した数値。

「その他減額」欄は、月割減額・失業者軽減額等の数値。

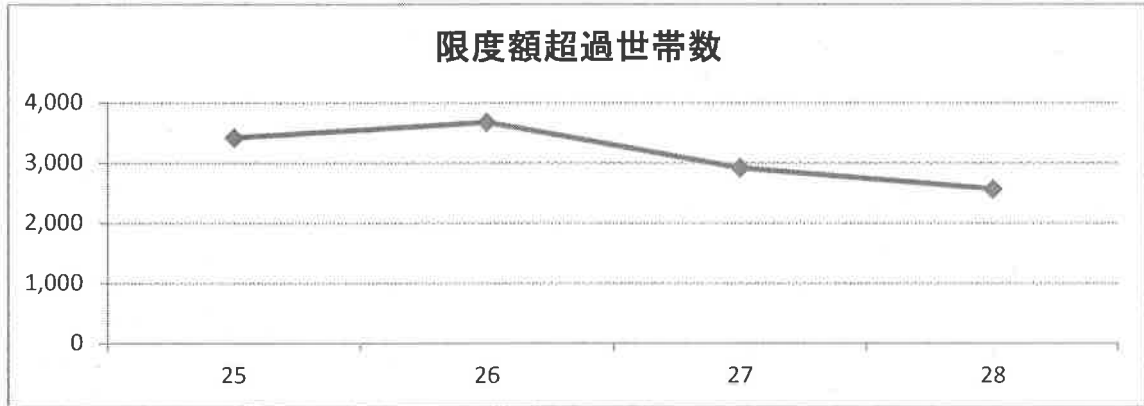


(2) 限度額超過世帯数

(単位:件)

項目	25年度	26年度	27年度	28年度
限度額超過世帯数	3,425	3,675	2,917	2,568
限度額	77万円	77万円	81万円	85万円

※限度額超過世帯数は医療保険分、後期支援分、介護保険分の延べ世帯数

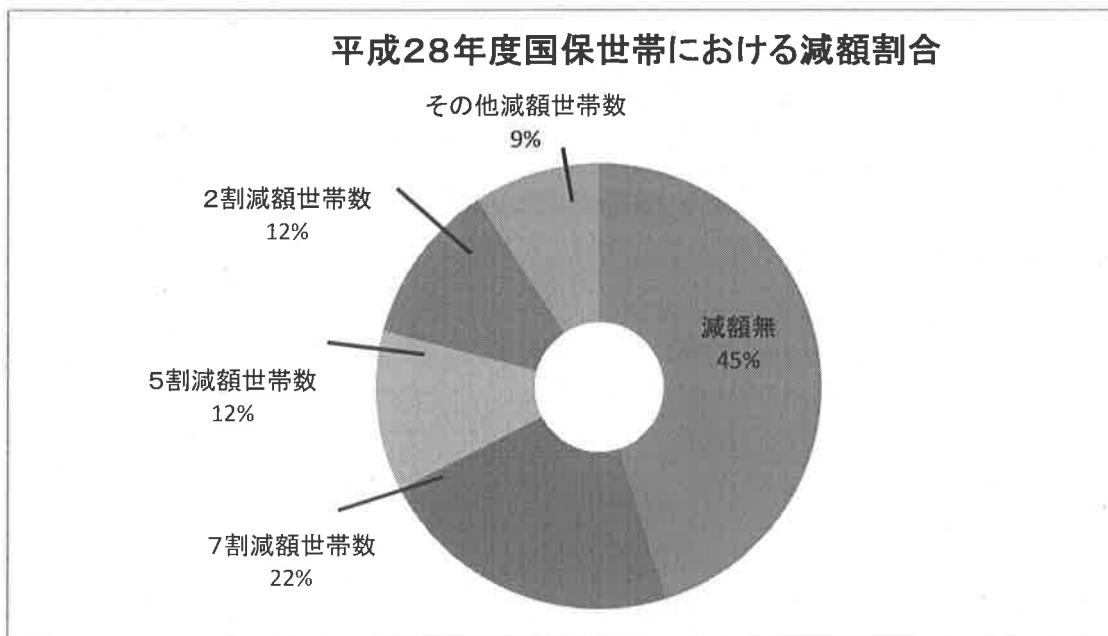


(3) 減額世帯数

(単位:件)

項目	25年度	26年度	27年度	28年度
7割減額世帯数	10,085	10,000	10,192	9,970
5割減額世帯数	1,769	4,528	5,143	5,185
2割減額世帯数	5,264	5,054	5,322	5,232
計	17,118	19,582	20,657	20,387
その他減額世帯数 ※	3,166	2,952	3,991	4,115
合計	20,284	22,534	24,648	24,502

※ その他減額世帯数は、特定世帯に対する減額



7 特定健診等の実施状況

生活習慣病の予防を始め、早期発見・早期治療、重症化の予防を図るため、40歳から74歳までの方を対象に、特定健診、特定保健指導を実施している。

現在は、第2期実施計画(平成25年3月策定)に掲げた新たな目標を目指し、特定健診受診の周知・啓発活動や訪問・電話・ハガキによる未受診者への受診勧奨などの取り組みを継続的に行っている。

(1)実施目標 「春日井市特定健康診査等実施計画(第2期)」(平成25年4月策定)より

項目	年度				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健診目標実施率	35%	38%	42%	46%	50%
特定保健指導目標実施率	20%	25%	30%	35%	40%

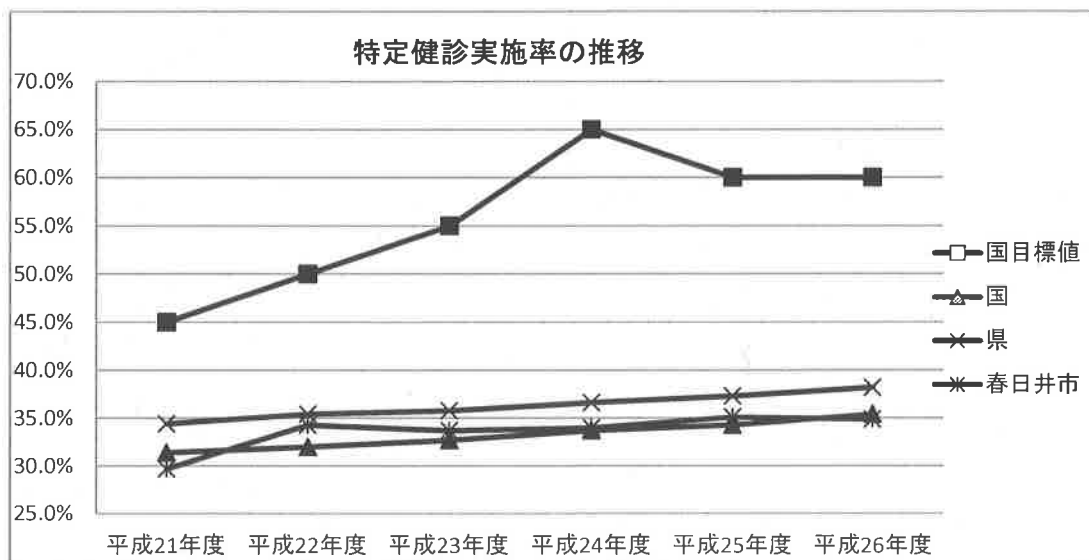
(2)受診状況

〔特定健康診査〕(法定報告ベース)

項目		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度見込み	増減率
春日井市	対象者数①	51,442 人	52,051 人	52,198 人	52,433 人	52,480 人	52,381 人	50,916 人	97.2%
	受診者数②	15,291 人	17,853 人	17,568 人	17,831 人	18,415 人	18,284 人	17,787 人	97.3%
	実施率③	29.7 %	34.3 %	33.7 %	34.0 %	35.1 %	34.9 %	34.9 %	0.0
愛知県の実施率		34.4 %	35.4 %	35.8 %	36.6 %	37.3 %	38.2 %		
国の実施率		31.4 %	32.0 %	32.7 %	33.7 %	34.3 %	35.4 %		
春日井市の目標実施率		45 %	50 %	55 %	65 %	35 %	38 %	42 %	

※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している方

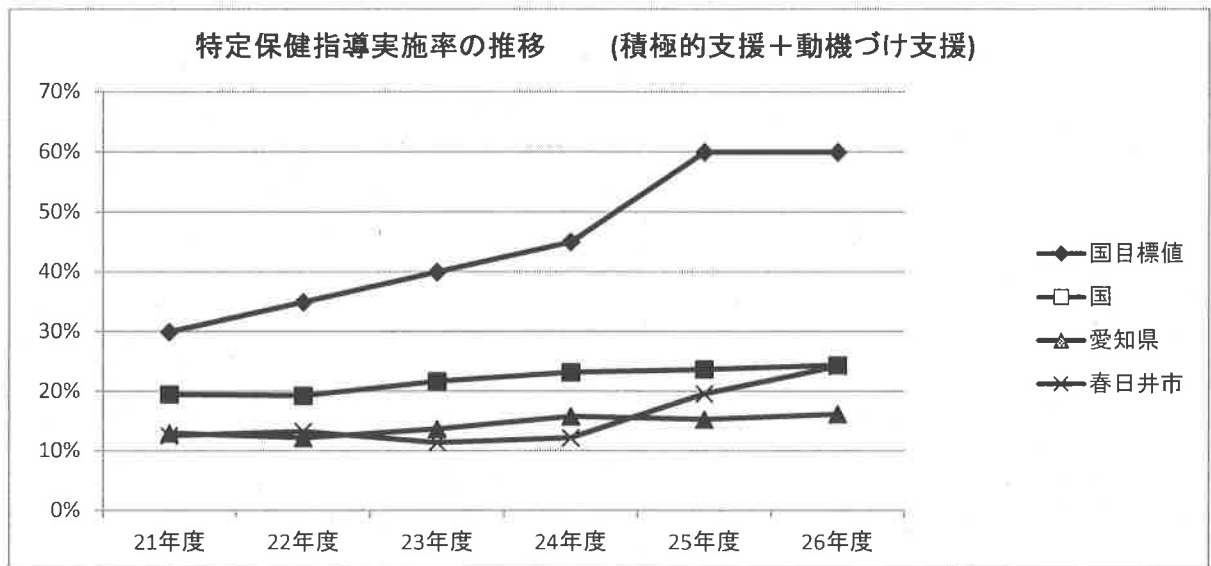
※ 実施率③の算出方法は、(②÷①)×100



〔特定保健指導〕（法定報告ベース）

項目		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度見込み	増減率
春日井市	対象者数								
	積極的支援④	446人	556人	458人	446人	357人	439人	429人	97.7%
	動機付け支援⑤	1,435人	1,749人	1,596人	1,506人	1,516人	1,577人	1,460人	92.6%
	合計⑥(④+⑤)	1,881人	2,305人	2,054人	1,952人	1,873人	2,016人	1,889人	93.7%
	保健指導利用者数⑦	237人	306人	234人	238人	367人	487人	308人	63.2%
	実施率⑧	12.6%	13.3%	11.4%	12.2%	19.6%	24.2%	16.3%	▲7.9
愛知県の実施率		13.0%	12.2%	13.7%	15.8%	15.9%	16.2%		
国の実施率		19.5%	19.3%	21.7%	23.2%	23.7%	24.4%		
春日井市の目標実施率		30%	35%	40%	45%	20%	25%	30%	

※ 実施率⑧の算出方法は、(⑦÷⑥)×100



※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している保健指導対象者

※ 「保健指導利用者数」は、4月1日から翌年9月30日まで国保に継続加入している保健指導利用者

(3) 受診率向上対策

年度	実施内容
平成20年度	特定健康診査の集団健診開始
平成21年度	統一受診券(特定健康診査とがん検診の受診券を同時発送)開始 特定健康診査未受診者へ受診勧奨ハガキ郵送開始 特定保健指導未利用者へ電話による受診勧奨開始
平成22年度	特定健康診査未受診理由等のアンケート調査実施
平成23年度	事業主健診等実施者へ健診結果データ提供依頼開始
平成24年度	保険医療年金課窓口来課者へ口頭受診勧奨開始
平成25年度	特定健診が初めて対象者となる40歳への未受診勧奨訪問開始
平成26年度	特定健診未受診者への架電による受診勧奨及び未受診理由聞き取り実施
平成27年度	特定健診が初めて対象者となる40歳への未受診勧奨訪問 (継続)
平成28年度	特定健診未受診者の年代を考慮した勧奨内容はがきの郵送予定

8 国民健康保険税条例の保険税減額の規程の改正について

地方税法施行令の一部改正(平成28年政令第133号。平成28年4月1日施行)に伴い、国民健康保険税条例の保険税減額の規定の改正について専決処分した。

改正内容は、以下のとおりである。

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の基準について、減額の対象となる所得の算定における被保険者数の数に乗すべき金額を、5割減額においては26万円から26万5千円へ、2割減額においては47万円から48万円へ、それぞれ引き上げる措置を講じたもの。

(第21条関係)

施行日 平成28年4月1日

改正の概要

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割減額及び2割減額の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行った。

• 7割減額	33万円	(改正なし)			
• 5割減額					
(平成27年度)	33万円	+	260,000円	×	被保険者数 以下
(平成28年度から)	33万円	+	265,000円	×	被保険者数 以下
• 2割減額					
(平成27年度)	33万円	+	470,000円	×	被保険者数 以下
(平成28年度から)	33万円	+	480,000円	×	被保険者数 以下